

(別紙)

徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成15年4月21日から徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町を廃し、その区域をもって「周南市」を設置することに伴い、徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町の区域ごとに、それぞれ徳山地区地域審議会、新南陽地区地域審議会、熊毛地区地域審議会、鹿野地区地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項及び第2項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、平成15年4月21日から平成25年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、新市の各区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、新市の長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の進ちょく状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他新市の長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、新市の長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、新市の長が任命する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験者

(3) 公募による者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、新市の長が招集する。

2 新市の長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、毎年度、開催するものとする。

4 会議は2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、公開とする。

8 会議の議事は、委員の大方の賛同をもって決定する。

(庶務)

第 8 条 地域審議会の庶務は、新市の本庁及び各総合支所において処理する。

(雑則)

第 9 条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮って定める。

平成 1 4 年 9 月 3 0 日

徳 山 市 長 河 村 和 登

新 南 陽 市 長 吉 村 徳 昌

熊 毛 町 長 大 田 良 充

鹿 野 町 長 岡 林 久 熊